

国公立高専合同説明会（KOSEN FES）2026

東京会場借用等 一式

仕 様 書

令和 7 年 9 月

独立行政法人 国立高等専門学校機構

1. 件名

国公立高専合同説明会（KOSEN FES）2026 東京会場借用等 一式

2. 目的

国公立高専合同説明会（以下「KOSEN FES」という。）は、小中学生とその保護者を対象に、組織的・戦略的な広報活動を行い、入学者の確保に取り組むことを目的として、国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が主催し、2018 年から毎夏開催している説明会である。本調達は、当該説明会に付随して必要となる会場・物品等を借用することを目的とする。

3. KOSEN FES 2026（東京会場）の実施日（予定）

（1）実施日：以下ア～ウのいずれかの日とする。

ア 令和 8 年 6 月 14 日（日）

イ 令和 8 年 6 月 21 日（日）

ウ 令和 8 年 6 月 28 日（日）

（2）実施時間：11 時 00 分～16 時 00 分

4. 借用期間

以下（1）基本時間及び（2）準備日時を借用期間とする。なお、無償で時間を延長できる場合はそれを示すこととし、延長できる時間をもって借用期間とする。

（1）基本時間

「3.（1）」に掲げる日の 9:00～18:00

（2）準備時間

以下ア～イのいずれかの日時。なお以下の日時に KOSEN FES の基本設営を行うので、基本設営開始時間以降は、他の使用者が会場を使用することがないようにすること。また、ア及びイが同額となる場合はアを優先すること。

ア 「3.（1）」に掲げる日の前日の 9:00～23:00 のうち 2 時間

イ 「3.（1）」に掲げる日の前日の 9:00～23:00 及び「3.（1）」に掲げる日の 7:00～9:00 のうち 2 時間

5. 業務要件

（1）KOSEN FES 会場の手配

下記の要件に当てはまる KOSEN FES 会場（以下、「会場」とする。）を手配すること。

①会場

本説明会は、小中学生とその保護者を対象に入学者確保を目的とするもの。よって、来場者の利便性を考慮する必要があることから、会場の所在地は以下のとおりとす

る。

・東京都中心部（千代田区、港区、中央区、新宿区、文京区、豊島区）内に存する複数路線の乗換駅より徒歩 10 分以内であること。

②会場数は最大で 3 とし、合計 1300 m²以上の面積を有すること。なお、連結することで一体的に使用可能な会場である場合は、連結した状態を 1 の会場とする。

③複数会場の場合は、面積最大の会場において 800 m²以上の面積を有すること。また、会場は同じ階にあること。

④会場とは、ブース設置の利用が可能なスペースが可能なものを指し、通常、廊下やロビーとして使用されるものは含まない。

⑤スタッフルーム 2 室（各室 10 名程度）を準備できること。

⑥内見が可能であること。

⑦会場階に通じる搬入用エレベーターを有すること。

⑧会場備品（机・椅子等）を有する場合は、これらが移動可能であること。

⑨会場備品（机・椅子等）を有する場合は、これらの収納スペースを有すること。

⑩会場に隣接した場所かつ建物内に 100 m²以上のスペース（以下、「ロビー等」という。）を有すること。なお、ロビー等を有さない場合は、会場面積から 100 m²を減じるものとする。

⑪ロビー等は、開場時の受付場所及び待ち行列スペース及び休憩所として使用できること。

⑫会場に下記の物品が併設、共用備品として貸出または持ち込み可であること。なお、貸出可能な物品のうち無料で使用できる物品がある場合は提示すること。

- ・プロジェクター及びスクリーン
- ・マイクやスピーカー等の一般的な音声拡張装置
- ・館内案内サインボード・サイネージ等
- ・パネル、机、椅子等ブース設置に要する物品
- ・電源タップ
- ・モニター

⑬会場において、高専機構が実施する科学教室（危険物を扱わない工作、床でのロボット走行等）の実施が可能であること。

（２）キャンセルする場合について

万が一、高専機構側から契約後にキャンセルすることとなった場合の支払規定等をキャンセル料が発生する期日前に示すこと。

6. 個人情報の取扱

①本契約によって知り得た参加者の個人情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の終了後も同様とする。

②独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。

7. 第三者委託

請負者は、本業務を自ら履行するものとし、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、高専機構に委託内容の詳細を書面で提出し、承認された場合は、この限りでない。

なお、承認された場合でも請負者は契約による責任を免れることはできない。

8. 損害賠償

請負者の故意又は過失により、高専機構が損害を被った場合には、高専機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、高専機構が考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

9. その他

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、高専機構と協議の上、実施するものとする。それにより追加業務等が発生する場合は、高専機構本部事務局財務課契約係を通して発注するので、請負者はそれ以外の者からの発注や依頼を受け付けないこと。